

報道発表資料の配信日時 7月17日(金) 14時00分

発表項目	技能検定(随時3級)における合格の取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>外国人技能実習生を対象とした技能検定(随時3級)において、北海道職業能力開発協会が、申請者の受検区分に関して、免除となっていない学科試験を免除と誤って判定したことから、実技のみ受検・合格した2名に対して、学科試験を合格していないにも関わらず、本検定の合格証書を発行した。</p> <p>このため、関係者等に対して、説明・謝罪し、理解を得て合格証書の返還を受けるとともに、受検者2名に対して、協会から実技のみ合格した旨を証する合格通知書を発行した。</p> <p>実技試験の合格をもって技能実習期間の延長(3年間→5年間)が可能であり、受検者の不利益とはならない。</p> <p>(説明)</p> <p>1 事実経過        本年5月12日に本事案2名分の受検申請書を協会が受理、受検区分を誤判定したまま、6月17日に実技試験が実施され、24日に協会が実技試験合格・学科試験免除という合否判定を行い、道へ報告した。        30日、道は誤った合否判定のまま合格証書を作成・発行した。        7月9日、受検者の監理団体から協会に対して、合格内容の相違について連絡があり、受検区分の誤判定と合格証書の誤発行が判明した。</p> <p>2 原因        実技だけを受検する場合の受検区分は、実技受検のみの「A丙」と学科免除の「C」の2区分があるが、協会では、二重チェックを行っていなかったため判定ミスが発生した。道で、合格証書の発行に当たって受検区分の判定確認までは行っていなかった。</p> <p>3 関係者等への説明・謝罪        7月13~14日に道から受検者2名の受入企業及び監理団体の責任者に謝罪し、申請どおりの実技試験のみの合格とすることの理解を得た。</p> <p>4 今後の対応        協会においては、受検区分判定者以外の職員による複数人の判定確認を実施する。さらに、道でも、受検区分の判定確認を行い、再発の防止を徹底する。</p>		
参考	<p>学科試験・実技試験ともに合格した場合には、知事が合格証書を交付し、いずれか片方のみ合格した場合には、協会会長が合格通知書を交付する。</p>		
担当 (連絡先)	<p>経済部労働政策局産業人材課(担当者:向平(ムコヒラ))        TEL ダイヤルイン 011-206-6532        内線 26-502</p>		

# 技能検定(随時3級)における合格の取消しについて

## 【外国人技能実習生向け技能検定とは】

- ・実技試験及び学科試験の両方又は実技試験を受検し、合格することにより、在留期間を延長することができる。
- ・今回、受検申請があった「随時3級」については、実技試験のみ受検・合格することで、在留期間を延長できる。

外国人技能実習生2名 … 実技試験のみの受検申請

< 今回の誤った措置 >

< 正しい措置 >

